

平成16年12月17日

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
基準審査課新開発食品保健対策室 御中

在日米国商工会議所  
ダイエタリー・サプリメント小委員会

拝啓

平素より我共の協会に対して、ご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

早速ですが、平成16年11月19日に公表されました『健康食品』に係る今後の制度のあり方について（提言）実施具体案につきましては、現行制度の一部改善提案がなされ、更に、一部関与成分の効果表示が認められるなど、一步前進と評価しています。しかしながら、まだまだ解決すべき重要な課題が山積しており、以下の通り意見を述べさせていただきます。

敬具

#### 問題点

1. 『健康食品』に係る今後の制度のあり方検討会」の主要課題であった、「いわゆる健康食品」の位置付けに関して全く触れておらず、現行の保健機能食品制度の見直しに終始している。
2. 疾病リスク低減を認めようとする成分のカルシウム、葉酸は、現在、規格基準型の栄養機能食品に分類されている。従って、両成分が特定保健用食品と栄養機能食品に許可となれば、同じ成分、同じ含有量の製品が市場で競合する事態が予測される。その結果、消費者に多大な混乱を与える。疾病リスク表示が、栄養機能食品に不相当であると決定された理由を明らかにして頂きたい。
3. 「条件付き特定保健用食品」には、「身体の構造/機能表示」を広く許可すべきとしているが、「〇〇を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、△△に適していることが示唆されている食品です。」とする許可表示例では、「身体の構造/機能表示」としては不十分である。

#### 改善提案

1. 健康食品の定義、役割、位置付け等を含む制度化の動きは、米国、EU、

中国等に見られるように国際的な動きとして進んでいます。「いわゆる健康食品」のカテゴリ作りなくして、健康食品の法制度化はありません。ついでには、健康食品法制度導入に向けて、新たな法制度準備検討会を設置し具体的な作業日程を公表されること要望いたします。

2. 疾病リスク表示は、特定保健用食品ではなく、科学的根拠が確立されている栄養機能食品に認めて頂きたい。
3. 「条件付き特定保健用食品」の許可表示例として、米国で使用されている以下のような「構造・機能強調表示」表示例を採用して頂きたい。
  - 「△△は健康的な○○機能を促進します。」
  - 「△△は強い骨を作ります。」
  - 「栄養学的に○○機能を高めます。」
  - 「△△は目の健康維持を助けます。」

以上、我共の意見を述べさせて頂きました。

以上